

## 南島史学会会則

### 【名 称】

第 一 条 本会は南島史学会と称する。

### 【場 所】

第 二 条 本会の本部事務局（所在地）は、会長が指定する場所に置く。

### 【目 的】

第 三 条 本会は沖縄地方を中心とする歴史・民俗・民族・人類・考古・宗教・言語、地誌等の諸学、並びに東アジア・東南アジアその他諸地域との史的交渉に関する学術研究の促進、およびその知識の普及をはかることを目的とする。

### 【事 業】

第 四 条 本会は前述の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- (1) 会誌「南島史学」の発行。
- (2) 大会および例会・研究会・講演会等の開催。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

## 【会 員】

第 五 条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、理事会の推薦を得て会員となる。

第 六 条 本会の会員は普通会員・名誉会員の二種とする。

(1) 普通会員は年額六千円の会費を納入したもの。

(2) 名誉会員（会長）は永年にわたり特別な功労があった者。なかでも取りわけ本会の発展に顕著な功績を遺された者を名誉会長とすることができる。

第 七 条 会員総会は年一回開催する。会員は大会・例会・研究会その他本会の企画する諸事業に参加し、会誌の配布を受ける。

第 八 条 会員は研究大会の実施委員に非会員を報告者として、および『南島史学』の編集委員会に執筆者として推薦することができる。

## 【役員・組織】

第 九 条 本会に下記の役員を置く。

(1) 会長一名、副会長一名。

(2) 理事 六名以内。

(3) 評議員 十名以内。

(4) 監事 二名。

第 十 条 役員を選出ならびに任期は次の各項による。

(1) 会長および副会長は評議員会の議を経て、総会に推薦する。その任期は二年とし、連続再選を認めない。会長・副会長が理事以外から選ばれた場合、定数外の理事となる。また会長・副会長が評議員以外から選ばれた場合は、定数外の評議員となる。

(2) 理事は評議員会の無記名投票により、評議員の中から互選する。その任期は二年とする。

- (3) 理事に欠員が生じた場合、会長は補欠の理事を評議員の中から選任することができる。
- (4) 評議員の選出は別に定める規定により会員が選挙する。その任期は二年とし、連続三選を認めない。
- (5) 評議員に欠員が生じた場合、会長は補欠の評議員を補欠評議員候補者の中から選任することができる。
- (6) 監事は、評議員会の議を経て、総会において推薦する。その任期は二年とし、重任を妨げない。
- (7) 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 十一 条 会長は本会を代表するとともに会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長不在時および会長に支障がある場合はこれに代る。理事は理事会を構成して本会の目的を達成するための諸企画を執行し、評議員は評議員会を構成して会務の諮問に応ずる。監事は本会の会計監査に当たる。

第 十二 条 本会に常任委員若干名を置く。常任委員は会員中より推薦し、その内若干名は理事の中より選出する。いずれも会長より委嘱され、その任期は二年とする。但し重任を妨げない。常任委員は会誌「南島史学」の編集発行を行なうほか、本会企画の出版等の編集を遂行する。また、常任委員は会長の要請により理事会および評議員会に出席することができる。

#### 【会計】

第 十三 条 この会の経費は、会費および寄付金その他の収入を以てこれにあてる。

第 十四 条 理事会は、収支決算を作成し、評議員会の議を経て総会の承認を求めるものとする。

第 十五 条 本会の会計年度は毎年四月一日より、翌年三月三十一日までとする。

附 則

本会則は昭和六十年十一月二十三日より施行する。なお本会則の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。

附 則

本会則は平成二十四年十一月十日より施行する。なお本会則の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。

附 則

本会則は平成二十六年十月二三日より施行する。なお本会則の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。

附 則

本会則は平成二十八年六月二九日より施行する。なお本会則の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。

附 則

本会則は令和五年五月二五日より施行する。なお本会則の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。

## 名誉会員会則

「南島史学会会則」第六条に規定された名誉会員について次の内規を定める。

(1) 名誉会員は理事会において推薦し、評議員会の議を経て総会で決定する。

- (2) 名誉会員は八〇歳に達したものとする。
- (3) 名誉会員は会費の納入を要しない。
- (4) この規定は平成七年十一月二十六日より発効する。